

【記載例⑬】 記載例と記載要領

選挙運動費用収支報告書

- 1 令和6年9月29日執行 黒潮町長選挙
- 2 公職の候補者 住所 高知県幡多郡黒潮町〇〇123番地45
- 氏名 黒 潮 太 郎
- 3 〇 月 〇 日から (第1回分)
- 〇 月 〇 日まで
- 4 収入の部

月日	金銭又は 見 積 額	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
〇月〇日	500,000	その他 の収入					自己資金
〇月〇日	100,000	その他 の収入					借入金
〇月〇日	100,000	寄 附	高知県幡多郡 黒潮町〇〇1番地	〇〇党	政 党		
〇月〇日	50,000	寄 附	高知県幡多郡 黒潮町〇〇2番地	田中太郎	商 業	事務所無料借上 10日間 50㎡1室	
〇月〇日	30,000	寄 附	高知県幡多郡 黒潮町〇〇3番地	〇〇 株式会社			金銭供与の 約束〇月〇日 履行された
〇月〇日	20,000	寄 附	高知県幡多郡 黒潮町〇〇4番地	山田次郎	会社員	無償労務従事 〇月〇日 〇月〇日の2日間	
∫							
計	寄 附	200,000					
	その他 の収入	600,000					
	計	800,000					
前 回 計	寄 附						
	その他 の収入						
	計						
総 額	寄 附	200,000					
	その他 の収入	600,000					
	計	800,000					

【記載例⑫】 記載例と記載要領

〔収入〕

- ① 「月日」欄には寄附をしたもの1件毎に順を追って記載してください。
- ② 「金額又は見積額」の欄には金銭、物品、その他財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束も含まれる。すなわち、金銭の收受だけでなく、物品その他財産的価値のある物の收受及びそれらのものを利用する利益の享受等も収入になります。
(例 自動車を無償で借り上げた場合の通常支払うべき借上料又は拡声機や選挙事務所に使用する家屋の無料借上等の場合の収入) 以上のような選挙運動費支出の財源となる一切の収入及び寄附を記載することとなりますが、この場合財産上の利益が金銭である場合は、その金額を記載し、債務の免除、保証その他金銭以外の財産(物品、物権、債権等の財産権)上の利益の收受について、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとします。(時価とは通常普通に有している価格のことをいいます。)
- ③ 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとなります。
- ④ 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記してください。
(「その他の収入」には臨時党費、債務の免除、候補者の自己資金等が考えられます。)
- ⑤ 1件10,000円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件10,000円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を同一欄に記載してください。
- ⑥ 清算届後の報告書にあっては、前回報告した金額を合わせて総額の欄に記載してください。
- ⑦ 「寄附した者」の欄については、寄附をした者の氏名又は団体名等を何某外何名、何々有志代表等を記載されているものがありますが、寄附者1人又は1団体1件毎に記載してください。
- ⑧ 「寄附」の金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨及びその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載できます。

【記載例⑫】 記載例と記載要領

計	立候補準備のための支出	155,000	(科目別小計)	
	選挙運動のための支出	511,500	1 人件費 153,000 円	6 広告費 円
	計	666,500	2 家屋費 125,000 円	7 文具費 円
前回計	立候補準備のための支出		(1)選挙事務所費 100,000 円	8 食糧費 円
	選挙運動のための支出		(2)集会会場費 25,000 円	9 休泊費 7,000 円
	計		3 通信費 55,000 円	10 雑費 円
総額	立候補準備のための支出	155,000	4 交通費 73,500 円	
	選挙運動のための支出	511,500	5 印刷費 128,000 円	合計 666,500 円
	総計	666,500		
支出のうち 公費負担 相当額	項目	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)
	ビラの作成	円	枚	円
	ポスターの作成	1,000 円	128 枚	128,000 円
	計			128,000 円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年 〇月 〇日

出納責任者 住所 高知県幡多郡黒潮町〇〇300 番地
田畑耕作

【記載例⑫】 記載例と記載要領

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書の様式と記載例

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事由
○月○日	9,000	選挙運動	人件費	労務の無償提供のため
○月○日	50,000	立候補準備	事務所借料	事務所の無償提供のため
○月○日	1,400	立候補準備	電車賃	領収書の発行をしないため
○月○日	128,000	選挙運動	ポスター印刷	公費負担のため

- 令和6年9月29日執行 黒潮町長選挙
- 公職の立候補者 住 所 高知県幡多郡黒潮町○○123番地45
氏 名 黒 潮 太 郎 印
- 出納責任者 住 所 高知県幡多郡黒潮町○○300番地
氏 名 田 畑 耕 作 印

備考 「区分」の欄については告示日より前の支出月日のものは「準備」、告示日以後の支出月日のものは「運動」とすること。(以下同じ)

〔支出〕

- 「月日」欄には前様式の記載例のごとく支出を受けた者各1件毎に順を追って記載し、各支出科目(人件費、家屋費「選挙事務所費、集合会場費等」、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食糧費、休泊費、雑費)ごとに小計(それぞれの件数)を附してください。
- 前各費目の具体的内容
 - 人件費
労務者に対する報酬及び選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員(あらかじめ町選挙管理委員会に届け出た者)に対する報酬をいいます。
ただし、運動員にも実際に報酬を支給していれば、報告書には記載を要するものであるから注意してください。
 - 家屋費
 - 選挙事務所費=選挙事務所の借上料で、この中には、事務所自体と備品などの借上料が入ります。(事務所の電話架設料も含まれます。)
 - 集合会場費=主として個人演説会場の借上料で、この中にも机などの備品の借上料が入ります。

【記載例⑫】 記載例と記載要領

③ 通信費

選挙運動に関し支出する通信料の内容は、電報、電話、通常葉書及び封書に要する費用をいいます。電報は文書に該当するため選挙運動には使用できませんが、事務連絡に使用することは差し支えありません。葉書、封書も同様の事務連絡用のものに限り使用できます。電話架設費は選挙事務所費に入りますが、電話の借上料と電話料は通信費に入ります。また、町選挙管理委員会等に対する届出等に要した通信料も忘れずに計上してください。

④ 交通費

候補者、運動員、事務員、労務者の電車賃等のことをいいます。

選挙運動用自動車を使用するために要した費用は、選挙運動の支出とみなされないため、計上する必要はありません。(借上料、燃料代など)

⑤ 印刷費

選挙運動のために使用するポスター、ビラ、葉書等の印刷費をいいます。選挙公営により黒潮町の支出により実際に負担していない額についても計上する必要があります。

⑥ 広告費

立札、看板、提灯、たすき及び拡声器等の費用をいいます。

選挙運動用自動車に取り付ける看板等に要する費用もここに計上してください。

⑦ 文具費

文具費については、紙、筆、墨その他選挙事務のために使用した消耗品等をいいます。

⑧ 食糧費

食糧費には、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用並びに法律（法 139）で認められた運動員及び労務者に対して提供する弁当に要した費用等をいいます。

弁当料の現物支給は、次の条件に該当する場合に限り認められます。ただし、この制限以上に支出したものがあれば、実際に支出した金額を計上しなければなりません。

(ア) 選挙運動員及び労務者に対し提供する弁当であること。候補者はこの中に含まれません。

(イ) 候補者 1 人について選挙運動員及び労務者を通じて 1 日 15 人分（45 食分）として選挙運動の期間（5 日）を乗じて得た数（のべ 225 食分）を超えない範囲内の弁当を提供することができます。

(ウ) 弁当は選挙事務所で食事するために提供するものに限り、弁当の額は 1 人につき 1 食 1,000 円、1 日について 3,000 円の範囲内となります。

⑨ 休泊費

休泊費の内容は、休憩費及び宿泊費となります。

【記載例⑫】 記載例と記載要領

⑩ 雑費

①～⑨以外の諸費。例えば看板の作製について考えてみれば、看板屋に請け負わせたものであれば広告費に入り、材料を提供して労務者を雇い作製したものであれば人件費の中に、材料代、木材、トタン等は雑費の中に、墨やペンキ代は文具費というふうに分けられます。また、ガス代、電気代等も雑費の中に含まれます。

以上、10種費目について概要を説明しましたが、選挙運動の費用はこれだけに限るものではなく、およそ「選挙運動に関する」費用は全て適宜10項目の中に当てはめ、月日順に明細を記載してください。

- (3) 「金額又は見積額」の欄には金銭の支出をしたときは「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは消費した時は「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとします。

前項の場合において、「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは別に記載してください。

- (4) 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与等、月日欄の各支出科目の内訳）、員数等を記載するものとなります。
- (5) 「支出を受けた者」の欄には個人にあっては1件毎に住所、氏名及び職業を明記し、団体にあっては1団体1件毎に主たる事務所の所在地、団体名及びその団体の代表者を明記してください。
- (6) 「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄には、金銭以外の場合にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
- (7) 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載してください。
- (8) 「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と、選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。

この場合「立候補準備のために支出した費用」には、立候補届出前に要した準備行為のために支出した費用として必ず記載してください。

- (9) 支出には金銭支出ばかりではなく財産的利益の消費も含まれることは、収入の場合と同様となります。例えば、選挙事務所を無料で借りて使用した場合には「寄附」として収入に計上すると同時に、支出にも計上しなければなりません。
- (10) 出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出したものは、選挙運動に関する全ての支出について、支出金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を出納責任者に送付しなければなりません。

【記載例⑫】 記載例と記載要領

(11) 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動になされた寄附その他の収入及び支出については別紙報告用紙にそれぞれ記載し、関係する領収書その他支出を証すべき書面の写し（領収書を徴し難い事情があるときは、その旨並びに支出金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付して下記報告区分によって町選挙管理委員会に提出してください。

(ア) 当該選挙の期日の告示の前日まで

(イ) 選挙期日告示から選挙の期日まで

(ウ) 選挙期日経過後なされた寄附その他収入又は支出については、前回までの分と併せて精算し、選挙期日から、15日以内

(エ) 清算報告後なされた寄附その他の収入又は支出については、その収入又は支出がなされた日から7日以内（その都度）

(12) 選挙運動費用に算入されない支出は、以下のとおりとなります。

① 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの。

② 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの。

③ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

④ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

⑤ 選挙運動に関し支払う国・地方公共団体の租税又は手数料（戸籍謄本手数料など）

⑥ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出

(13) 選挙運動費用の制限額超過の場合の支出

出納責任者が制限額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制の適用によって、候補者の当選も無効となることがあるので特に留意してください。